

○議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日  
条例第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の議決に付すべき公の施設に関し、必要な事項を定めるものとする。

(同意を得なければならない施設)

第 2 条 公の施設のうち、これを廃止し、又は長期期間にわたりかつ独占的に利用させ、設置の目的を著しく阻害するときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 学校
- (2) 保育所
- (3) 診療所
- (4) 寄宿舍

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。